

令和7年度 水俣市立水俣第二中学校PTA総会

期日：令和7年4月25日（金）

場所：水俣第二中学校

(日程)	
授業参観	13：15～14：05
学級懇談会	14：10～15：00
PTA総会	15：10～16：00
部活動総会	16：10～16：30

全体進行 松本総務

会 順	
1 開 会	森崎副会長
2 会長あいさつ	田中会長
3 校長あいさつ	畑口校長
4 学校運営協議会会長あいさつ	鹿島会長
5 議長選出	中村総務
6 議事	
(1) 令和6年度会務報告	吉田副会長
(2) 令和6年度決算報告	諫山会計
〃 体育文化振興費会計報告	福田事務職員
〃 学校活性化基金会計報告	福田事務職員
令和6年度監査報告	監事
審議並びに承認	
(3) 新役員推薦経過報告並びに承認	田中推薦委員長
旧役員あいさつ	旧役員
新役員紹介及び代表者あいさつ	新役員
(4) 令和7年度基本方針	
〃 目標	新会長
〃 事業計画	新副会長
(5) 令和7年度予算案	新会計
〃 体育文化振興費予算案	福田事務職員
審議並びに承認	
7 議長解任	
8 その他	
・年間行事予定	田畑教務主任
・日課表	田畑教務主任
・いじめ防止基本方針	中村教頭
・くまもと家庭教育10ヶ条	中村教頭
・PTA共済のご案内	中村教頭
9 閉会	新副会長

※職員紹介

※資料は水俣二中ホームページの「PTA」からダウンロードできます。当日はご自身のモバイル機器でご覧になるか、事前に印刷をされてお持ちください。スリッパもご持参ください。

令和6年度 PTA各部 会務報告

	役割・行事	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
執行部 (会長・副会長・総務・書記・会計)	学校行事支援 定例役員会運営 市P参加	定例役員会 新旧五役会 PTA総会 市Pバレー練習	定例役員会 総会 体育大会 市P総会 市Pバレー練習	定例役員会 市Pバレー練習	定例役員会 市Pバレー大会		定例役員会	定例役員会	定例役員会 文化祭		定例役員会	定例役員会 五役会	年間反省 新旧役員会
書記	定例会記録	事業案提案			記録整理					記録整理			記録整理
会計	会計	予算案提出								補正予算編成			出納完了
地区部	地区懇談会運営 推薦委員会(地区代表)				専門部会 『親の学び』プログラム		専門部会		スポーツイベント			PTA推薦委員会	
保健体育部	体育大会支援 親子球技大会運営		専門部会 体育大会		市Pバレー大会				スポーツイベント				
広報部	PTA新聞発行		専門部会		しおかぜ発行			専門部会		しおかぜ発行			しおかぜ発行
文化部	文化祭バザー運営	制服バザー	専門部会				専門部会	専門部会	文化祭				
安全指導部	各区安全指導 夜市パトロール	← あいさつ運動(通年)→											
			専門部会 体育大会		専門部会	← 夜市パトロール →							
整備部	校内整備		専門部会			親子美化作業						専門部会	
食育部	給食フォーラム参加 給食試食会 文化祭展示		専門部会							PTA給食試食会		給食セ試食会	
1年部	学年行事運営	委員決定	学年部会 学年行事 話し合い		『親の学び』プログラム		学年行事 (SUP体験)			『親の学び』プログラム			『親の学び』プログラム
2年部	学年行事運営	委員決定			『親の学び』プログラム		立志に向けた講話			『親の学び』プログラム	学年行事 (立志式)		『親の学び』プログラム
3年部	学年行事運営	委員決定			『親の学び』プログラム					学年行事 (合格祈願餅つき) 『親の学び』プログラム			『親の学び』プログラム
監事	会計監査	会計監査											
全会員	あいさつ運動(通年) 各種行事・研修会	PTA総会			市P大会 市Pバレー大会	親子美化作業	県P指導者研 くまもとキッズウィークの取組(1～15日)	家庭教育講演会 九P大会	県P大会				

令和6年度PTA会計決算報告

水俣市立水俣第二中学校

令和7年3月31日

収入の部

費目	本年度予算額	本年度決算額	増減	備考
前年度繰越	883,023	883,023	0	
会費	680,400	672,900	-7,500	途中転出等による会員数減による
雑収入	10	513	503	預金利息
合計	1,563,433	1,556,436	-6,997	

支出の部

費目	本年度予算額	本年度決算額	残額	備考
○総務部	466,000	450,604	15,396	
慶弔費	60,000	50,000	10,000	お見舞い(畠山先生)
負担金	78,000	75,600	2,400	負担金400円×会員数
安全互助会	26,000	25,200	800	安全互助会費150円×P数
消耗品費	30,000	7,804	22,196	ビーチボール、CD-R購入
会員研修費	272,000	292,000	-20,000	市P連理事会、市P研究大会、県P大会、九P大会 他
○保健体育部	50,000	2,960	47,040	市総合体育館使用料
○広報部	350,000	332,000	18,000	PTA新聞 年3回発行
○文化部	30,000	1,655	28,345	文化祭PTA用品消耗品代
○安全指導部	20,000	0	20,000	
○整備部	60,000	21,786	38,214	ガソリン混合油、チェーンソーオイル等購入
○食育部	30,000	0	30,000	
○学年委員会費	210,000	115,820	94,180	各学年 学年行事経費
○地区委員会費	40,000	0	40,000	
○教育振興費	115,000	53,950	61,050	
卒業記念品	50,000	37,950	12,050	卒業記念印鑑
印刷製本費	20,000	0	20,000	
その他	45,000	16,000	29,000	教職員転出者への花束代
○PTA賠償保険	2,000	2,062	-62	PTA賠償責任保険(生徒数×9円)、振込手数料
○予備費	190,433	0	190,433	
合計	1,563,433	980,837	582,596	

※残額＝予算額－決算額

収入 1, 556, 436－支出 980, 837＝残額 575, 599
差引残金 575, 599 円 を繰り越します。

監査の結果、上記のことを正当と認めます。

令和7年4月3日

監事 野間勝

監事 山下麻衣子

令和6年度 体育文化振興費決算書

令和7年3月31日

水俣市立水俣第二中学校

収入

費 目	本年度予算額	本年度決算額	増 減	備 考
繰越金	971,536	971,536	0	
会費	400,800	395,800	5,000	200円×月数×生徒数
雑収入	10	647	-637	受取利息
合 計	1,372,346	1,367,983	4,363	

支出

費 目	本年度予算額	本年度決算額	比 較	備 考
体育	800,000	445,638	354,362	体育系部活動(中体連主催共催大会)遠征費補助、外部指導者謝金等
文化	200,000	115,397	84,603	文化系部活動遠征費補助、講師謝金等
予備費	372,436	18,424	354,012	
合 計	1,372,436	579,459	792,977	

収入 1,367,983 - 支出 579,459 = 788,524

788,524円は 次年度へ繰り越します。

監査の結果、上記のことを正当と認めます。

令和 7 年 4 月 3 日

監事 野間 朋

監事 山下 麻衣子

令和6年度 学校活性化基金決算報告書

収入

前年度繰越金	44,042
文化部 制服等リサイクルバザー売上金	3,500
決算利息	21
合計	47,563

支出

進路案内 冊子 (7冊)	2,800
餅つき予行練習時諸経費	3,700
合計	6,500

差引

収入金額 47,563 — 支出金額 6,500 = 41,063
残金 41,063円 は 次年度へ繰り越します。
上記のとおり報告します。

監査の結果、上記のことを正当と認めます。

令和 7 年 4 月 3 日

水俣第二中学校PTA 監事 黒間勝幸

水俣第二中学校PTA 監事 山下麻衣子

令和7年度 PTA役員及び職員担当一覧(案)

	役 職 名	役 員 名	生 徒 名	職 員 担 当	
1	PTA会長	田中 裕二	佑空(3年)	中村 和宏 (教頭)	田畑 律子 (教務)
2	PTA副会長	吉田 周平	湊音(2年)		
3		森崎 麗子	虎伯(3年)		
4	書 記	篠原 教子	光輝(2年)		
5	総 務	研川 英治	佳穂・陽希・怜奈(3年)		
6		中村 沙織	千尋(2年)		
7	会 計	諫山 優	百花(3年)	福田 彩来	用務員
8	保健体育部長	岩原 紘平	心琉・琉羽(2年)	小山 亜美	古田 利也
9	広報部長	福島絵理子	乃々香(3年)	福島 健介	中村 有麻
10	整備部長	上野 裕貴	慈樹(1年)	大久保瞬介	畠山 葵汐
11	安全指導部長	榮永 敏秋	心葉(3年)	宮下さくら	脇中 大貴
12	文化部長	川元 愛	園(2年)	前田 裕美	福山 有梨
13	食育部長	山下 友美	華穂(3年)・彩希(2年)	松永 典子	蓑田 歩実
14	1学年部長	緒方 愛	瑛太郎(1年)	矢野 光男	
15	2学年部長	緒方 佳子	彩人(2年)	高橋 裕二	
16	3学年部長	田中健太郎	良侃(3年)	山田雄太郎	
17	2・3・4・19区 地区部長			田畑 律子	中村 和宏
18	5・20・21区 地区部長				
19	監 事	野間 勝彦	航太(3年)		
20		山下麻衣子	佳恋(3年)		
	推薦委員会(各地区部長7名・各学年委員長3名)			田畑 律子	中村 和宏

令和7年度水俣市立水俣第二中学校PTA活動基本方針（案）

（スローガン）

子ども達の夢と希望のために。今こそつながろうチーム二中

科学技術が日々進歩し社会環境が急激に変化していくこれからの時代、生き抜くための「真の生きる力」を身につけた人材が求められるなか、我々家庭、学校、地域の三者は、協力し合って子どもたちを育て、導き、そして見守っていかなければなりません。

我々大人が子ども達の模範となり、保護者同士が横のつながりを強化し協力し合うことの大切さを伝えるために、共に話し合い、共に活動し、共に笑い合う姿を子ども達が憧れとなるよう行動を示すことが大切です。

保護者と教師がお互いの立場を尊重し合いコミュニケーションを深め、そして保護者同士の連携、さらに、理解ある地域の方々の多大なご理解とご協力に甘えることなく、地域と一体となって積極的に行動することが、これからのPTA活動には不可欠であると考えます。

PTA（Parent（親）、Teacher（教師）、Association（組織））活動から、PTCA（C＝Community：地域社会）活動へ進化した取り組みを「チーム二中」としてこれからも進めていきます。

学校やPTA、そして地域が行う行事や取組などへの積極的な参加をこれからもよりしく願います。

（重点目標）

1 家庭教育の充実

- ・ 家族の団らんを大切にし、家族が一体感をもって子育てにつとめる。
- ・ 基本的な生活習慣を身につけさせる。（早寝、早起き、朝ご飯、宅習）
- ・ 「いじめ」の本質を理解し、子どもとともに「いじめ」防止につとめる。

2 共に学ぶ活動の推進

- ・ 子どもの手本となる行動につとめる。
- ・ 子どもを育てるための、より良い環境づくりにつとめる。
- ・ 子どもと共に学び、子どもを理解することにつとめる。

3 地域と連携した子育て活動の推進

- ・ 地域の活動に進んで参加する。
- ・ 地域の方々と連携し、子どもの安全と安心を守る。
- ・ あいさつの励行と感謝の心を言葉であらわす。

令和7年度 PTA各部年間事業計画(案)

	役割・行事	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
執行部 (会長・副会長・総務・書記・会計)	学校行事支援 定例役員会運営 市P参加	定例役員会 新旧五役会 PTA総会 市Pバレー練習	定例役員会 総会 体育大会 市P総会 市Pバレー練習	定例役員会 市Pバレー練習	定例役員会 市Pバレー大会		定例役員会	定例役員会	定例役員会 文化祭		定例役員会	定例役員会 五役会	年間反省 新旧役員会
書記	定例会記録	事業案提案			記録整理					記録整理			記録整理
会計	会計	予算案提出								補正予算編成			出納完了
地区部	地区懇談会運営 推薦委員会(地区代表) スポーツフェス・瓶リサイクル		専門部会		『親の学び』プログラム				地域とつながる スポーツフェス 豚汁作り	PTA推薦委員会			
保健体育部	体育大会支援 スポーツフェス運営		専門部会 体育大会		市Pバレー大会				地域とつながる スポーツフェス				
広報部	PTA新聞発行		専門部会		しおかぜ発行			専門部会		しおかぜ発行			しおかぜ発行
文化部	文化祭支援 PTA合唱参加	制服バザー	専門部会					専門部会	専門部会	文化祭 PTA合唱参加			
安全指導部	体育大会駐車場整理 夜市パトロール お地藏さん管理		専門部会 体育大会の駐車場整理・誘導		専門部会	← 夜市パトロール →							
← お地藏さん管理(通年) →													
整備部	校内環境整備 薪の準備・瓶リサイクル PTA花壇整備		専門部会 親子美化作業					親子美化作業					
← PTA花壇整備(通年) →													
食育部	給食フォーラム参加 給食試食会 文化祭展示・豚汁作り			専門部会					給食試食会 豚汁作り		給食フォーラム		
1年部	学年行事運営	委員決定			『親の学び』プログラム					『親の学び』プログラム			『親の学び』プログラム
2年部	学年行事運営	委員決定	学年部会 学年行事話し合い		『親の学び』プログラム					『親の学び』プログラム	学年行事 (豚汁作り)		『親の学び』プログラム
3年部	学年行事運営	委員決定			『親の学び』プログラム					『親の学び』プログラム			『親の学び』プログラム
監事	会計監査	会計監査											
全会員	あいさつ運動(通年) 各種行事・研修会	PTA総会	親子美化作業		市P大会		県P指導者研 くまもとキッズウィークの取組(1～15日) 九P大会 親子美化作業	家庭教育講演会	県P大会 PTA合唱 地域とつながる スポーツフェ				

令和7年度PTA会計予算（案）

水俣市立水俣第二中学校

令和7年4月17日

収入の部

費目	前年度予算額	前年度決算額	本年度予算額	増減	備考
前年度繰越	883,023	883,023	575,599	-307,424	
会費	680,400	672,900	630,000	-50,400	3,600円×153人（P数）+ 3,600円×22人（教職員数）
雑収入	10	513	10	0	預金利息等
合計	1,563,433	1,556,436	1,205,609	-357,824	

※増減＝本年度予算額-前年度予算額

支出の部

費目	前年度予算額	前年度決算額	本年度予算額	比較	備考
○総務部	466,000	450,604	366,000	-100,000	
慶弔費	60,000	50,000	60,000	0	
負担金	78,000	75,600	78,000	0	負担金400円×会員数
安全互助会	26,000	25,200	26,000	0	安全互助会費150円×P数
消耗品費	30,000	7,804	30,000	0	PTA用各種消耗品
会員研修費	272,000	292,000	172,000	-100,000	市P連定期総会、県P大会、九P福岡大会等
○保健体育部	50,000	2,960	20,000	-30,000	スポーツフェス運営代
○広報部	350,000	332,000	350,000	0	PTA新聞 年3回発行
○文化部	30,000	1,655	20,000	-10,000	PTA合唱表紙・文化祭光山さん謝金
○安全指導部	20,000	0	20,000	0	お地藏さん花代
○整備部	60,000	21,786	40,000	-20,000	燃料費、美化作業経費、PTA花壇整備
○食育部	30,000	0	30,000	0	スポーツフェス豚汁代 他
○学年委員会費	210,000	115,820	210,000	0	3年・2年・1年（各¥70,000）
○地区委員会費	40,000	0	10,000	-30,000	
○教育振興費	115,000	53,950	115,000	0	
卒業記念品	50,000	37,950	50,000	0	卒業記念品印鑑等
印刷製本費	20,000	0	20,000	0	
その他	45,000	16,000	45,000	0	転出者花束代 他
○PTA賠償保険	2,000	2,062	2,000	0	PTA賠償責任保険（生徒数×9円）
○予備費	190,433	0	22,609	-167,824	
合計	1,563,433	980,837	1,205,609	-357,824	

※比較＝本年度予算額-前年度予算額

令和7年度 体育文化振興費予算(案)

令和7年4月17日

水俣市立水俣第二中学校

収入

費 目	前年度予算額	前年度決算額	本年度予算額	増減	備 考
繰越金	971,536	971,536	788,524	-183,012	
会費	400,800	395,800	367,200	-33,600	200円×月数×P数(153名予定)
雑収入	10	647	10	0	銀行利息
合 計	1,372,346	1,367,983	1,155,734	-216,612	

※増減＝本年度予算額－前年度予算額

支出

費 目	前年度予算額	前年度決算額	本年度予算額	比較	備 考
体育	800,000	445,638	800,000	0	体育系部活動(中体連主催共催大会)遠征費補助、外部指導者謝金等
文化	200,000	115,397	200,000	0	文化系部活動遠征費補助、講師謝金等
予備費	372,436	18,424	155,734	-216,702	
合 計	1,372,436	579,459	1,155,734	-216,702	

※比較＝本年度予算額－前年度予算額

水俣市立水俣第二中学校PTA会則

第 1 章 名 称 及 び 事 務 局

第 1 条 本会は水俣市立水俣第二中学校 P T A と称し、事務局を水俣第二中学校内に置く。

第 2 章 目 的 及 び 活 動

第 2 条 本会は保護者と教職員とが協力して、家庭と学校と地域社会における生徒の健全な成長を図ることを目的とする。

第 3 条 本会は会の目的を達成する為に次の活動を行う。
1 学校と家庭と一体になった水俣第二中学校の校風樹立のための活動
2 よりよい保護者、教職員としての資質向上を図る為の活動
3 生徒の生活習慣の健全化を図る活動
4 生徒をとりまく生活環境の改善を図る活動
5 レクリエーション、奉仕活動等による会員相互の連帯を深める活動
6 その他会の目的達成のための活動及び他の関係団体との協力活動

第 3 章 方 針

第 4 条 本会は教育を本旨とする自主団体として、次の方針に従い活動する。
1 活動の成果を収めるために他の社会教育関係団体及び機関と協力する。
2 特定の政党や宗教にかたよることはしない。また営利を目的とする行為は行わない。
3 本校の教職員人事、その他管理には干渉しない。

第 4 章 会 員 及 び 会 費

第 5 条 本会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者及び本校に勤務する教職員をもって構成する。

第 6 条 本会の会員は、世帯単位に会の運営費として会費を納めるものとする。ただし、会長が認める特別の事情があるものは、会費を減免することができる。

第 5 章 経 理

第 7 条 本会の活動に要する経費は、会費、寄付金、その他の収入によってこれをあてる。

第 8 条 本会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行う。

第 9 条 会費、寄付金、その他の収支の決算は、会計監査の手順を経て総会に報告し承認を受けなければならない。

第 10 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より始まり翌年 3 月 3 1 日までで終わる。

第 6 章 役員 及び 監事

第 11 条 本会に次の役員及び監事をおく。

会長	1 名
副会長	2 名 (男女各 1 名)
書記	2 名 (内 1 名は教頭)
総務	2 名 (男女各 1 名)
会計	2 名 (内 1 名は教職員)
地区部長代表	2 名 (7 地区のうち、2, 3, 4, 19 区より 1 名、 5, 20, 21 区より 1 名)
専門部長	6 名 (専門部各 1 名)
学年部長	3 名 (各学年 1 名)
学校代表	1 名 (校長)
監事	2 名

第 12 条 役員及び監事、地区委員、学年委員、専門部員の任期は 1 年とする。但し再任を妨げない。
交代の時期は総会までとし、後任者が決まるまでその職にあるものとする。

第 13 条 役員及び監事の職務は、次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し会務を総括する。そして、総会及び役員会、各部会を召集する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 3 書記は諸会議の議事を記録し委任された本会の庶務を行う。また総会では会務を報告する。
- 4 総務は、役員・監事・専門部間の調整を行い、総会及び役員会等で議事を進行する。
- 5 会計は本会の会費の収支を司り、総会その他必要に応じて会計を報告する。
- 6 部長は各部の活動を役員会に図り、推進・運営する。
- 7 監事は本会の会計監査を行い総会に報告する。
- 8 各部は必要に応じて副部長を互選することができる。副部長は部長を補佐し、部長に事故あるときはこれに代わる。

第 14 条 本会は必要に応じて会長の委嘱により若干名の顧問をおくことができる。

第 7 章 役員及び監事の選出

第 15 条 推薦委員会については次のとおりとする。

- 1 役員及び監事選出のための推薦委員は各地区部長 7 名、各学年部長 3 名、教職員 2 名をもって構成し、推薦委員の中から正・副委員長を互選する。
- 2 推薦委員はその任務を終了したとき（総会において役員及び監事が承認されたとき）に解任される。

第 16 条 役員及び監事の選出は会員の中から行い、次のとおりとする。

- 1 役員及び監事については推薦委員会で選考し総会で承認を受ける。但し、地区部長を除く。
- 2 役員に欠員が生じた場合、役員会においてその後任を選考し、会長がこれを委嘱する。任期は前任者の残期間とする。
- 3 学年委員は各クラスより 2 名以上を選出し、副部長は委員の中から互選することができる。
- 4 地区委員は各区組から 1 名以上を選出し、地区部長は各区から 1 名ずつ委員の互選により選出する。尚、地区の実情によりやむを得ない場合のみ、地区委員と他の役員を兼ねることができる。
- 5 地区部長代表は、2, 3, 4, 19 区地区部長から 1 名、5, 20, 21 区の地区部長から 1 名を互選する。
- 6 全戸 1 名は役員会、専門部会、学年部会、地区部会のいずれかに所属する。

第 8 章 総会

第 17 条 総会は全会員をもって構成し、本会の最高決議機関とする。付議事項は次のとおりとする。

- 1 新役員及び監事の承認に関すること。
- 2 年度事業計画及び予算決算の承認に関すること。
- 3 会則の改正に関すること。
- 4 その他本会の目的達成に必要な事項。

第 18 条 定期総会は年 1 回とし毎年度初めに開く。但し次の場合は臨時総会を開くことができる。

- 1 会長が必要と認めた場合。
- 2 役員の過半数が必要と認めた場合。
- 3 会員の 3 分の 1 以上の要請があった場合。

第 19 条 総会は会員数の 3 分の 1 以上（委任状を含む）をもって成立する。

第 20 条 総会の議決は出席者の過半数によって決する。

第 21 条 緊急に総会が開催できない場合は本会則第 17 条 1、2、3 項以外の事項について地区部会において執行できる。

- 1 地区部会は総会につぐ決議機関である。
- 2 地区部会は 2 分の 1 以上の出席をもって成立しその議決は出席委員の過半数の同意を要する。

第 9 章 役員会

第 22 条 役員会は会長が必要に応じて召集し、運営を次のとおりとする。

- 1 本会の運営に必要な事項について審議し執行する。
- 2 役員会は合議制とする。
- 3 役員会は構成員の 2 分の 1 以上の出席により成立する。
- 4 会長は、役員会に先立ち、議事選定、議事運営のための五役会（会長、副会長、書記、総務、会計）を召集することができる。学校代表は五役会に所属する。

第 10 章 各部会

第 23 条 各部の運営活動を次のとおりとする。

- 1 地区部会
 - ① 地区委員は地域会員への連絡、その他、地区との連携を図り、地区 P T A の活動の推進もする。
 - ② 必要に応じて会長は各地区委員を召集し、各地区委員会、地区部会を開催することができる。
- 2 保健体育部は生徒及び会員の健康、体力の増進を図り、会員の連帯を深める為レクリエーション活動等を推進する。
- 3 広報部は広報活動を推進する。
- 4 文化部は会員の文化の向上を目指し、文化活動の推進を図る。
- 5 安全指導部は校外の生徒指導、その他生活環境の安全に務め、学校や他の団体と連携してよりよい環境の維持推進を図る。
- 6 整備部は学校と連携して教育環境の整備を推進する。
- 7 食育部は、給食・食育に関する活動を推進する。
- 8 学年部は、学年委員で構成し、学年 P T A 活動を推進する。

第 11 章 会則の改正

第 24 条 本会則は総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛同により改正することができる。

第 1 2 章 慶 弔

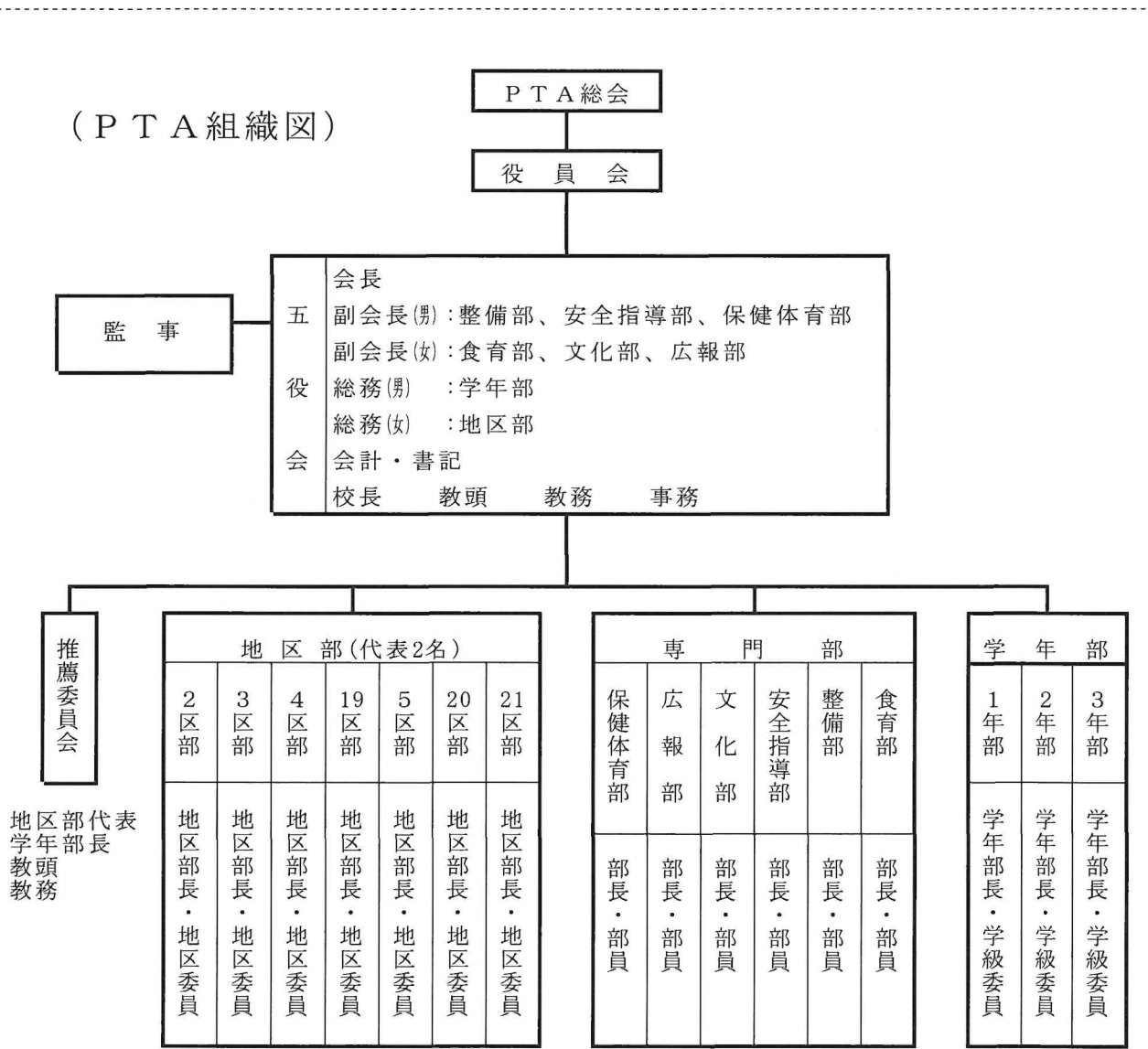
第 25 条 本会の慶弔については別の規定による。

第 1 3 章 交 通 費

第 26 条 本会会員が単 P を代表して参加する講演会、研修会にかかる交通費は、公共交通機関料金に換算した金額を基準とし、別の規定により支給する。

第 1 4 章 付 則

第 27 条 本会則は 令和 4 年 4 月 2 8 日をもって効を発する。



水俣第二中学校 P T A 慶弔規定

水俣第二中学校 P T A 会則第 1 2 章第 2 5 条により、会員相互の信頼と連帯を深める為に次のとおり定める。

- 1 会員またはその配偶者が死亡した場合、会として香典 1 0 , 0 0 0 円と花輪または生花を贈り、P T A 代表が通夜及び葬儀に参列する。尚、遠距離で参列が困難な場合は、弔電をもって会葬にかえる。
- 2 本校在学中の生徒が死亡した場合、会として香典 1 0 , 0 0 0 円と花輪または生花を贈り、P T A 代表が通夜または葬儀に参列する。
- 3 その他、必要な事項に関しては、五役会で協議し、後に役員会の承認を受ける。
- 4 この規定により慶弔を受けた場合は、返礼は一切行わないものとする。
- 5 この規定は、平成 2 3 年 4 月 1 6 日より施行する。

水俣第二中学校 P T A 旅費(交通費)規定

水俣第二中学校 P T A 会則第 1 3 章第 2 6 条による旅費(交通費)規定は、次のように定める。

場 所	金 額	場 所	金 額
水俣市内、津奈木	1 , 0 0 0 円	八 代	3 , 0 0 0 円
芦 北	2 , 0 0 0 円	熊 本	5 , 0 0 0 円

4月			5月			6月			7月			8月			9月		
1	火		1	木	水俣病犠牲者慰霊式	1	日		1	火		1	金		1	月	3年確認テスト
2	水		2	金		2	月		2	水		2	土		2	火	
3	木		3	土	憲法記念日	3	火		3	木		3	日		3	水	
4	金	新入生登校日	4	日	みどりの日	4	水		4	金		4	月		4	木	
5	土		5	月	こどもの日	5	木	第1回定期テスト	5	土		5	火		5	金	
6	日		6	火	振替休日	6	金	第1回定期テスト	6	日		6	水		6	土	
7	月		7	水		7	土		7	月		7	木		7	日	
8	火	就任式 1学期始業式	8	木	3時間授業(研修会のため)	8	日		8	火		8	金		8	月	第2回定期テスト
9	水	入学式(午後)	9	金	あいさつの日	9	月		9	水		9	土		9	火	第2回定期テスト
10	木	標準学力調査 i-check	10	土		10	火		10	木		10	日		10	水	第2回定期テスト
11	金	あいさつの日 標準学力調査 生徒会歓迎行事	11	日		11	水	あいさつの日	11	金	あいさつの日 授業参観	11	月	山の日	11	木	あいさつの日
12	土		12	月		12	木		12	土	県総体	12	火		12	金	
13	日		13	火	体育大会予行練習	13	金		13	日	県総体	13	水		13	土	
14	月	③④身体計測 全国学力・学習状況 調査(理科・質問紙)	14	水	振替休業日	14	土		14	月		14	木		14	日	
15	火		15	木		15	日		15	火		15	金		15	月	敬老の日
16	水		16	金		16	月		16	水		16	土		16	火	
17	木	全国学力・学習状況 調査	17	土	体育大会	17	火		17	木		17	日		17	水	
18	金		18	日	体育大会予備日	18	水		18	金	1学期終業式	18	月		18	木	2年職場体験学習
19	土		19	月		19	木		19	土	県総体	19	火		19	金	2年職場体験学習
20	日		20	火		20	金		20	日	県総体	20	水		20	土	
21	月	1年集団宿泊教室	21	水		21	土	郡市中学校総合体育大会	21	月	海の日	21	木		21	日	
22	火	1年集団宿泊教室	22	木	眼科検診	22	日	郡市中学校総合体育大会	22	火	県総体	22	金		22	月	
23	水		23	金	新体力テスト 耳鼻科検診	23	月		23	水	県総体	23	土		23	火	秋分の日
24	木		24	土		24	火		24	木		24	日		24	水	
25	金	授業参観・ PTA総会・懇談会	25	日		25	水		25	金		25	月		25	木	
26	土		26	月	新体力テスト(予備日)	26	木		26	土		26	火		26	金	
27	日		27	火		27	金		27	日		27	水		27	土	
28	月		28	水	心臓検診9:45～ 10:30	28	土	郡市中学校総合体育大会	28	月		28	木	2学期始業式	28	日	
29	火	昭和の日	29	木	副教材費納入日	29	日		29	火		29	金	3年確認テスト	29	月	
30	水		30	金	副教材費納入日	30	月		30	水		30	土		30	火	
			31	土					31	木		31	日		31	水	
16			20			21			14			2			20		

水俣第二中学校

10月			11月			12月			1月			2月			3月		
1	水		1	土		1	月	県学力・学習状況調査	1	木	元日	1	日	2年修学旅行	1	日	
2	木		2	日		2	火	市学力調査	2	金		2	月	県立高校前期選抜 2年修学旅行	2	月	
3	金	前期通知表配付	3	月	文化の日	3	水		3	土		3	火	2年修学旅行	3	火	県立高校後期選抜
4	土		4	火	生徒会役員改選選挙	4	木	ブレ・合唱コンクール	4	日		4	水	3年第4回定期テスト	4	水	県立高校後期選抜
5	日		5	水		5	金		5	月		5	木	3年第4回定期テスト	5	木	
6	月		6	木		6	土		6	火		6	金	3年第4回定期テスト	6	金	3年修了式 卒業式準備
7	火		7	金	県駅伝大会	7	日		7	水		7	土		7	土	
8	水		8	土		8	月		8	木	3学期始業式	8	日		8	日	卒業式
9	木		9	日		9	火		9	金	あいさつの日 確認テスト	9	月		9	月	振替休業日
10	金	あいさつの日	10	月		10	水	文化祭リハーサル	10	土		10	火	あいさつの日	10	火	
11	土		11	火	あいさつの日	11	木	文化祭	11	日		11	水	建国記念の日	11	水	あいさつの日
12	日		12	水	市音楽会	12	金	あいさつの日	12	月	成人の日	12	木	授業参観 学年・学級懇談会	12	木	
13	月	スポーツの日	13	木		13	土		13	火	確認テスト	13	金		13	金	
14	火		14	金		14	日		14	水		14	土		14	土	
15	水		15	土		15	月		15	木		15	日		15	日	
16	木	郡市駅伝大会	16	日		16	火		16	金		16	月	1・2年第4回定期テスト	16	月	
17	金		17	月	研究発表会	17	水		17	土		17	火	1・2年第4回定期テスト	17	火	
18	土		18	火		18	木		18	日		18	水	1・2年第4回定期テスト	18	水	
19	日		19	水		19	金	授業参観 学年・学級懇談会	19	月		19	木		19	木	
20	月		20	木	第3回定期テスト	20	土		20	火		20	金		20	金	春分の日
21	火		21	金	第3回定期テスト	21	日		21	水		21	土		21	土	
22	水		22	土		22	月		22	木	新入生保護者説明会	22	日		22	日	
23	木		23	日	勤労感謝の日	23	火		23	金		23	月	天皇誕生日	23	月	
24	金		24	月	振替休日	24	水	2学期終業式	24	土		24	火		24	火	修了式
25	土		25	火		25	木		25	日		25	水		25	水	
26	日		26	水		26	金		26	月		26	木		26	木	
27	月		27	木		27	土		27	火		27	金		27	金	退任式
28	火		28	金		28	日		28	水		28	土		28	土	
29	水	3年共通テスト	29	土		29	月		29	木					29	日	
30	木	3年共通テスト	30	日		30	火		30	金					30	月	
31	金					31	水		31	土					31	火	
22			18			18			18			18			16		

6日(3年)

令和7年度 日課表

日課表の種類を、次の4つとする。

日課	内 容	授業開始	掃除	基本的な曜日
A日課	基本日課	8:45	あり	火・金
A5日課	職員会議・校内研修の日	8:45	なし	水
B日課	生徒会(特別)活動の日	8:45	なし	月・木
特別日課	行事等に合わせて設ける			

A日課	
健康観察	8:15～ 8:20
朝自習	8:20～ 8:30
朝の会	8:30～ 8:40
1	8:45～ 9:35
2	9:45～10:35
3	10:45～11:35
4	11:45～12:35
給 食	12:35～13:10
昼休み	13:10～13:45
5	13:55～14:45
6	14:55～15:45
掃 除	15:50～16:05
帰りの会	16:10～16:25
諸活動	16:25～16:40

B日課	
健康観察	8:15～ 8:20
朝自習	8:20～ 8:30
朝の会	8:30～ 8:40
1	8:45～ 9:35
2	9:45～10:35
3	10:45～11:35
4	11:45～12:35
給 食	12:35～13:10
昼休み	13:10～13:45
5	13:55～14:45
6	14:55～15:45
帰りの会	15:50～16:05
生徒会の時間	16:10～16:40

A5日課	
健康観察	8:15～ 8:20
朝自習	8:20～ 8:30
朝の会	8:30～ 8:40
1	8:45～ 9:35
2	9:45～10:35
3	10:45～11:35
4	11:45～12:35
給 食	12:35～13:10
昼休み	13:10～13:45
5	13:55～14:45
学級の時間	14:50～15:20
会議・研修	15:30～16:40

水俣市立水俣第二中学校いじめ防止基本方針

令和4年4月6日改訂

1 学校の方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものである。

(2) いじめの本質の理解

いじめは、一人一人の個性を尊重し、尊厳をもって人間らしく扱うという基本的人権を著しく損ね、その心身の健全な成長と人格の形成に重大な影響を与えるばかりでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある行為である。いじめの根絶には、いじめの加害・被害という関係だけではなく、「観衆」や「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

(3) いじめに対する学校の姿勢

- ① いじめは「絶対に許されない」、「卑怯な行為である」との意識を生徒・職員・保護者の一人一人が強く持ち、学校の内外を問わずいじめがなく、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、未然防止・早期発見、早期対応・再発防止に努める。
- ② 全職員は、人権感覚やコミュニケーション能力等の資質やスキルを高め、生徒の変化に気づく目を養い、深い生徒理解に立った生徒指導の充実を図り、生徒が楽しく学びつつ、いきいきとした学校生活を送れるようにしていく。
- ③ 生徒にトラブルが発生した場合、真摯に受け止めて事象を考えていく。いじめが起こった時は、いじめられた生徒の立場に立ち、組織的に早期解決と再発防止を図る。

2 いじめ防止の取組

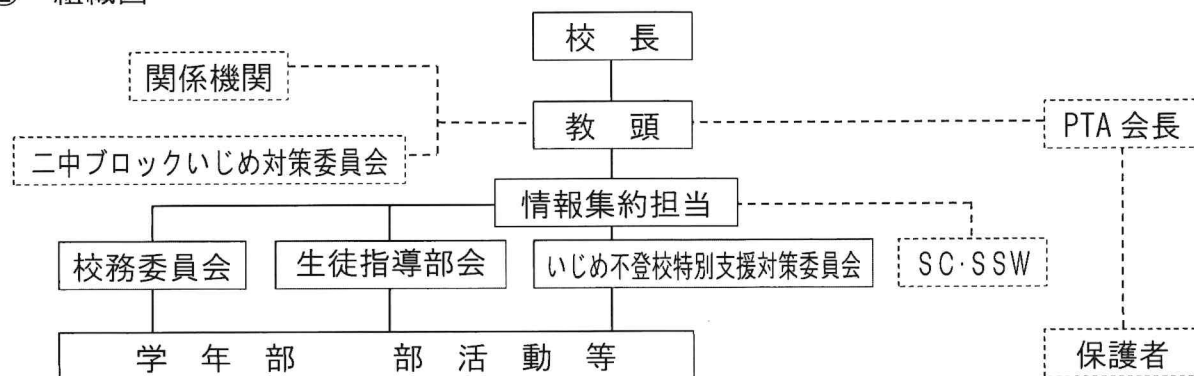
(1) 子どもに将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせ、一人一人の生徒が活躍し、お互いが認め合うことのできる楽しい学校づくりを推進し、いじめ未然防止の取組を行う。

- 「子どもの居場所づくり推進テーブル」に則った積極的な生徒指導の充実。
- いじめの未然防止や解決のための組織としてのP. E. A. C. E. メソッドの取組。
(Preparation(準備)-Education(教育)-Action(行動)-Coping(対処)-Evaluation(評価))
- ① いじめ未然防止についての研修を行う。
- ② 校長・教頭を中心に生徒指導部会・校務委員会で積極的な生徒指導を仕組み、学年部会等で共通理解し、組織的・協働的な生徒指導を推進する。
- ③ 一人一人の自己有用感が高まる学級経営、特別活動・部活動の充実（部活動顧問会、ナイスカード等の取組等）。
- ④ 全職員による「わかる授業づくり」と「授業での生徒指導」、安心して学べる学習環境づくり、命を大切に作る心を育むプログラム、家庭学習の充実のための取組。
- ⑤ 心の絆を深める人権集会、生徒会主催による学校生活に関するアンケート、レクリエーション・クラスマッチなどを実施する。
- ⑥ インターネットによるいじめ等について、情報安全・情報モラル、通信機能付機器の利用について計画的に学習させ（ファシリテーター等の活用）、生徒の実態を把握し保護者にも啓発を行い、協力して未然防止を図る。

(2) 校内体制に基づく組織的な取組

- ① いじめの防止等の施策のための組織（推進法 22 条）
校長・教頭・教務主任・生徒指導主事（情報集約担当）・校務委員会・生徒指導部会・いじめ不登校特別支援対策委員会・養護教諭・特別支援コーディネーター（必要に応じて

② 組織図



(3) いじめの早期発見

① 校長・教頭を中心に職員間の共通理解を図り、全職員が普段から生徒と信頼関係を築く。

② 実態把握と教育相談体制の構築

ア 一人一人に言葉かけをし、生活ノート、学級日誌、健康観察等の活用により、出欠状況、孤立している生徒がいないか等について観察する。

イ 「心のアンケート(熊本県版)」、「子どものサイン発見アンケート」を12月、「学版心のアンケート(教育相談用)」を6月・11月・2月に行い、実態把握をする。その他の月は簡易版アンケートを実施する。

ウ 6月・11月・2月の定期的教育相談、必要に応じた教育相談を随時実施する。

③ 『「愛の0運動」及び「愛の1・2・3運動」プラスワン』の徹底及び家庭訪問、電話連絡を行い、保護者との連携を密にし、情報収集を行う。

(4) いじめへの早期対応

ア 問題を軽視することなく、迅速かつ組織的に対応する。

イ 該当職員だけで抱え込まず、全職員でいじめ問題の解消に当たる。

ウ いじめ問題を発見したら、生徒の身の安全を最優先にし、速やかに事実確認を行う。校長・教頭・情報集約担当を中心として指導のねらい、方針、指導体制、役割分担等を確認、決定する。

エ いじめられた生徒や保護者の思い・立場を大切にし、いじめている側の生徒に対して毅然として指導にあたる。犯罪として扱われるいじめは、教育委員会及び警察等と連携する。

オ いじめの解消、人間関係の再構築に向け、関係生徒、所属集団及び、それらの保護者に対する支援を計画的に行う。SC・SSWをはじめ、関係機関と連携をし、再発防止に努める。

(5) PTAの協力

① PTA総会や学年懇談会、研修会等で「水俣第二中学校いじめ防止基本方針」の趣旨を説明し、いじめの事例等を示すなどして啓発活動を行う。

② インターネットを通じて行われるものを含むいじめの未然防止のため、PTAの行動項目の1つとして約束事を設定し、啓発に努める。

③ 地区懇談会等で「親の学びプログラム」に取り組み、保護者同士の絆づくりを行う。

④ いじめ問題発生時には学校内だけで情報を止めず、家庭との連携をより密にして情報交換を行い、連携しながら早期解決と再発防止につなげる。

(6) 関係機関との連携

① 積極的、継続的なSC・SSW等との相談体制づくり、及び警察等、関係機関との連携。

② 二中ブロックいじめ対策委員会の取組

ア 目的：いじめの未然防止、早期発見、早期解決を図る。取組の進捗状況等について、情報交換、協議を行う。

イ 組織：水俣第二中学校・水俣第二小学校より、校長・教頭・いじめ不登校対策担当・生徒指導主事(兼情報集約担当)を各1名、及び主任児童委員・自立支援室相談員とす

る。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（推進法第28条第1項第1号）。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（推進法第28条第1項第2号）。

(2) 危機対策チームの設定

- ① 校長・教頭・教務・生徒指導主事（兼情報集約担当）・学年主任（生徒指導担当）・特別支援教育コーディネーター・養護教諭・SC・SSWを中心に危機対策チームを設置し「いじめ対応マニュアル」に沿って、対応に当たる。
- ② 生徒の個人情報に配慮すべき事案については、初動において管理職と該当生徒の担任、性質に応じて専門知識を有する第三者を加えた編制で対応することもある。

(3) 事実関係の調査・支援チームへの派遣依頼

- ① 事実関係を明確にするため、校長の指揮のもと、重大事態に至る要因となったいじめ行為等について客観的な調査を速やかに行う。必要に応じて二中ブロックいじめ対策委員会に対して必要な人材派遣を依頼することもある。
- ② 調査委員会を設置する場合は外部の専門家に委員長への就任を依頼する。

(4) 関係機関等への報告及び連携

- ① 重大事態が発生した場合には、直ちに校長が水俣市教育委員会、水俣市長に速報をあげ、指示を仰ぐ。性質に応じて警察への通報、医療機関やSC・SSW等への報告を行い、支援を要請し、連携して対処する。
- ② 重大事態の経過と調査結果については、校長が水俣市教育委員会へ文書で報告を行う。

(5) 関係生徒、保護者への心のケア

いじめを受けた生徒及びその保護者の心のケアと、落ち着いた学校生活を取り戻すための支援を卒業まで継続的に行う。状況に応じて、SC・SSWに協力を依頼する。

(6) 公表

- ① 被害生徒及びその保護者に対しては窓口を一本化し、事実関係について適切な方法で提供する。適宜経過報告も行う。
- ② 情報の扱いは関係者の個人情報保護に配慮するが、必要な説明を怠ることはしない。
- ③ 調査のために得られたアンケート等は、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置をとる。
- ④ 報道機関から調査結果等の公表が求められた場合は、水俣市教育委員会の指示のもと校長が行う。

(7) 他の生徒・保護者への対応

- ① 「子どもの居場所づくり推進テーブル」、P.E.A.C.E.メソッドをもとに学校、学年、学級経営を見直し、すべての生徒にとって学校を居心地の良い場所にする。
- ② 関係生徒に限らず生徒一人一人の表情や様子等を職員全体で観察し、心のケアを念頭に置きながら卒業まで継続的に教育活動にあたる。生徒の状況に応じて、SC・SSWをはじめとする関係機関へ協力を依頼する。
- ③ 職員会議、各種委員会で生徒の状況・対応について共通理解し、専門的な指導、対応等について校内研修で研修を図る。
- ④ 通信等を通じて学校の様子を知らせ、状況に応じて家庭訪問・電話連絡を密に行う。

くまもと

家庭教育10か条

県民の皆さまへ

家庭は、教育の原点であり、すべての教育の出発点です。子どもたちに、基本的な生活習慣、人に対する思いやり、善悪の判断など、基本的なルールやマナーを身に付けさせることは、家庭の重要な役割です。

「くまもと家庭教育10か条」は、家庭で大切にしたい9つの条文と、「わが家の1か条」からできています。皆様のご家庭でも、家庭で大切にしたいことや、約束ごとなどを話し合っ
て、「わが家の1か条」を作ってみませんか。



毎月15日は「肥後っ子の日」です。
～子どものために、自分ができることをしましょう～
取組例 「ノーテレビ・ノーゲームデー」、「親子クッキング」など

©2010熊本県くまモン

熊本県教育委員会ホームページ <http://kyouiku.higo.ed.jp>

- 「くまもと家庭教育支援条例」が平成25年4月1日に施行されました。
- 子育ては親育ち！「くまもと『親の学び』プログラム」で子育てについて学んでみませんか。

お問い合わせ先／熊本県教育庁 市町村教育局 社会教育課 家庭教育支援班
〒862-8609 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 ☎ 096-333-2697
E-mail: shakaikyouiku@pref.kumamoto.lg.jp

くまもと家庭教育10か条

第1条

家族の信頼感

伝えよう

愛しているよのメッセージ



わたしは、家族にとって本当にかけがえのない存在なのですね。

第6条

命の大切さ

自分の命 みんなの命

どれもが世界で1つだけ



わたしは、生まれてきてよかったです。みんなの命を大切にします。

第2条

あいさつの習慣化

朝昼晩

元気にあいさつ 習慣に



わたしは、「おはよう」「こんにちは」「こんばんは」のあいさつをすると、いきいき過ごせます。

第7条

食事・団らん

家族仲良く 食事・団らん

心と体に栄養を



わたしは、家族仲良く食事をしたり話をしたりする時間がとっても好きです。

第3条

善悪の区別

教えよう

ことよあしつけ
事の善し悪し 躾から



わたしは、していいこと・してはいけないことをきちんと教わりたいのです。

第8条

体験の意義

体験で 得られる本物

知と心



わたしは、体験を通して気づいたのです。わかったのです。変わったのです。

第4条

感謝の心

「ありがとう」は
生きゆく心の 出発点



わたしは、みんなに感謝して生きています。

第9条

地域全体での子育て

この子もあの子も
地域で子育て みんなの宝



わたしのことを、近所のおじさん、おばさん、おにいさん、おねえさん、みんなが見守ってくれているのですね。

第5条

我慢する力

肥後っ子の
あすを支える がまん力^{りよく}



わたしにとって、一つ一つの小さな^{がまん}我慢の積み重ねが生きていく^{りよく}糧になっています。

第10条

わが家の1か条

あなたのご家庭で付け加えてください。



ご家庭の見やすいところに貼ってご活用ください。

熊本県教育委員会

家庭教育や子育ての悩みを電話で相談できます。

「すこやか子育て電話相談」☎096-383-6636

* 月～金曜日 午後5時～午後9時 * 土曜日 午後1時～午後5時 (休日・年末年始と8月13日～15日を除く)

一般財団法人 熊本県PTA教育振興財団

令和7年度 熊本県PTA共済のご案内

～ 一人はみんなのために みんなは一人のために ～

熊本県の児童生徒等、PTA会員（保護者、教職員）、部活動指導者、PTA活動支援者のための災害共済です。

学校で、部活動で、PTA活動で、登下校中に、などの場面で事故に遭った場合の助けとなるのが、熊本県PTA共済です。児童生徒向けの「P災コース」、PTA会員向けの「安互コース」があり、活動中や往復中の死亡・後遺障害・負傷・急性の疾病・交通事故などに対応しています。児童生徒等の皆さんの学校管理下での負傷・急性の疾病は適用外ですが、死亡・後遺障害・交通事故・歯の保険外治療には適用され、学校管理外の教育活動中の事故については、負傷・急性の疾病も含めて本共済からの共済金の給付を受けることができます。

保護者の皆さん（PTA会員）については、PTA活動に加えて学校行事への参加や部活動の支援の際の被災にも対応しています。

1. 共済掛金の額（令和7年度・年額）

P災コース

区 分	金額
小・中学校・義務教育学校の児童生徒	500 円
高等学校・高等専門学校の生徒等	800 円
学校管理下部活動等の指導者 (PTA教職員会員、外部指導者)	500 円

安互コース

PTA会員（保護者会員・1 家庭）	150 円
PTA会員（教職員会員・1 名）	150 円
PTA準会員・事務職・活動指導者（1 名）	150 円

2. 共済に加入するには・・・

加入等の手続きは、児童生徒等の在籍する学校の単位PTAを通して行います。加入ご希望の方は、単位PTAに加入申込書と規定の共済掛金を提出してください。下記の加入申込書をご使用いただけますが、各PTAで作られている加入申込書などを使用していただくこともありますので、PTAからのご案内をご覧ください。

（注）本共済の契約者は、各学校の単位PTAとなります。単位PTAで本共済への加入が決定されている場合に、本共済へのご加入が可能です。

熊本県PTA共済

加入申込書

PTA会長様

令和7年度熊本県PTA共済について、下記の通り加入を申し込みます。

令和 年 月 日

加入申込者 氏名（児童生徒の場合は保護者）

被共済者

ださい。

【記入不要】

（当PTA
ご家庭の
加入する

全校生徒が＜P災コース＞に加入するため、一人につき500円を給食費、PTA会費等と共に5月8日（木）の口座振替にて徴収させていただきます。

*安互コースについては、「加入する」、「加入しない」のうち該当するものを○で囲んでください。

熊本県PTA共済に関するご質問等は・・・一般財団法人 熊本県PTA教育振興財団の共済担当まで
電話：096-278-8811 フリーダイヤル：0800-200-5553 FAX：096-223-7117
HP：<https://www.kumamoto-psai.net/> 電話受付時間：9：00～17：00（月～金）



3. 共済金給付の例

高校生が、部活動中に落下による頸髄損傷で、まひ状態になった場合（学校管理下）

（P 災コース・後遺障害共済金）

中学生が、部活動中に打撲により前歯が2本破折したため、保険外治療が必要になった場合（学校管理下）



（P 災コース・歯科特別共済金）

小学生が、夏休みプール開放参加中にプールサイドで転倒し負傷した場合（P T A活動）

（P 災コース・負傷共済金）

高校生が、県内での部活動練習試合に参加中に骨折した場合（P T A会長承認）

（P 災コース・負傷共済金）

高校生が、県外での部活動練習試合に参加した帰りに部所有のマイクロバス乗車中に交通事故に遭った場合（P T A会長承認）

（P 災コース・交通事故負傷共済金）

中学生が、自転車通学中（学校の許可有り）に、左折車に巻き込まれ、負傷した場合（学校管理下）

（P 災コース・交通事故負傷共済金）

中学校の部活動外部指導者が、部活動指導中に転倒し、捻挫した場合（P 災コース・負傷共済金）

高校生が、学校の昼休み時間に、急性心不全で死亡した場合（学校管理下）

（P 災コース・特別共済金）

部活動指導者である小学校のP T A教職員会員が、P T A主催のミニバレーボール大会の練習中にアキレス腱を断裂した場合



（P T A活動）（P 災コース・負傷共済金）

P T A保護者会員が、小学校の運動会の片付け作業中に、テントの金属部分に指を挟まれて負傷した場合（P T A活動）



（安互コース・負傷共済金）

P T A保護者会員が、夫婦で小学校運動会の綱引きに参加し、二人とも転倒して負傷した場合（学校行事）（夫婦ともに給付）

（安互コース・負傷共済金）

P T A地域清掃活動に参加した共催の地域老人会会員（予め安互コースに加入した支援者）が、蜂に刺された場合（P T A活動）

（安互コース・負傷共済金）

入学式に、生徒の保護者が両親とも出席できなかったため、代理として出席した祖母が、学校の階段から転落して骨折した場合（学校行事・保護者代理）

（安互コース・負傷共済金）

P T A会長が、市教育委員会主催の研修会に参加した際、帰路で交通事故にあった場合（P T A活動）

（安互コース・交通事故負傷共済金）

中体連主催の試合に出る中学生を会場まで自家用車で送った際に、信号待ちで停車中に追突され、運転していた母親が負傷した場合（学校管理下）



（安互コース・交通事故負傷共済金）

小学校の授業参観に参加した保護者が、校内の階段から転落して骨折した場合（学校行事）

（安互コース・負傷共済金）

学校で開催された部活動練習試合で、駐車場案内をしていた保護者が、急性心不全で死亡した場合（P T A会長承認）

（安互コース・特別共済金）

学校美化作業中に、眼を負傷し、片眼の視力が著しく低下した場合（P T A活動）

（安互コース・後遺障害共済金）

4. 共済金の額（死亡、後遺障害、負傷）

P 災 コ ー ス	死 亡	学校教育外	3,000 万円
		学校管理下	1,500 万円
		交 通 事 故	500 万円
		特 別	最高 600 万円
	後遺障害 (1～14 級)	学校教育外	最高 3,000 万円
		学校管理下	最高 1,500 万円
		交 通 事 故	最高 500 万円
	負 傷	学校教育外	最高 100 万円
		交 通 事 故	3 万円・5 万円
		歯 科 特 別	規定額
安 互 コ ー ス	死 亡	活 動 中	500 万円
		交 通 事 故	100 万円
		特 別	最高 300 万円
	後遺障害 (1～14 級)	活 動 中	最高 500 万円
		交 通 事 故	最高 100 万円
	負 傷	活 動 中	最高 30 万円
		交 通 事 故	3 万円・5 万円
		歯 科 特 別	規定額

被災した場合、死亡の翌日、後遺障害の確定の翌日、負傷等の治癒の翌日から共済金の給付申請をすることができます。給付申請権の発生したあと3年を経過すると時効となり、以後は給付を受けることができませんのでご注意ください。

5. 共済加入についてのご注意

- (1) 共済期間は1年間（4月1日～翌年の3月31日）ですので、年度ごとに加入手続きが必要になります。（単位PTA等からの案内をご覧ください）
- (2) 年度途中での加入も可能です。ただし共済期間は、本財団指定の金融機関への共済掛金納入の翌日から当該年度末までとなります。
- (3) 共済期間が1年間である場合は、入学式前や卒業式後においても、共済期間中であれば、当該年度に所属する学校・学級等やPTAの活動における被災については、共済の対象となります。

6. 共済契約上のご注意

- (1) 共済期間を1年間（4月1日～翌年3月31日）とするためには、前年度あるいは共済期間開始前に単位PTAによる加入予定申し込みをお済ませください。
- (2) 単位PTAによる正規の共済契約は、共済期間開始後、当該年度の6月30日までにお済

ませください。（指定金融機関への加入者分の共済掛金の納入をしてください）

- (3) 単位PTAでは、共済加入ご希望の方から共済加入申込書の提出を受け、これを保管してください。（被災した場合に、加入確認のため必要になることがあります）
- (4) 共済期間中に転出入のある場合は、単位PTAより本財団までご連絡ください。熊本県外に転出されると、転出者についてはその後の被災は共済の対象となりません。またこの場合、加入者からの請求により共済掛金の一部が返還される場合があります。

7. 共済金が給付されないのは・・・

- (1) 加入していない場合
- (2) 共済期間外に発生した災害である場合
- (3) 公共交通機関を利用中の災害である場合（航空機、船舶、鉄道、路面電車、バス、タクシー等、料金を支払うもの）
- (4) 事故等の原因が加入者の故意による場合、または故意による犯罪行為の場合（無免許、飲酒、自殺など）
- (5) 公務災害や労働災害の適用を受ける場合
- (6) 地震、噴火またはそれに伴う津波など非常災害、戦争などの場合
- (7) 妊娠・出産が原因となる場合、食中毒
- (8) 日本国外での災害
- (9) 災害発生から2年を経過した後に事故等の報告がなされた場合
- (10) 活動場所への往復に主催者の許可なく電動キックボード、ローラースケート、キックボードなどを使用した場合

8. 被災したら・・・

- (1) なるべく早く医療機関を受診し、単位PTAを通して、事故報告を行います。（被災者から単位PTAへの報告は事故の発生から30日以内）
- (2) 共済金給付は1事故につき1回のみです。治療途中で給付を受けた場合は、その後の追加の給付はありません。また、共済金給付は診療実日数180日を限度とします。



9. 共済金給付の対象となる活動

P 災コース

1. 学校教育外

- (1) 単位 P T A が主催または共催する児童生徒等の活動（P T A 会長名で案内）
- (2) 単位 P T A が主催または共催する活動で、児童生徒等の参加が事前に認められているもの
- (3) 単位 P T A の主催または共催する活動ではないが、部活動、学級、学年、学校単位など団体で参加するもので事前に P T A 会長が承認したもの
- (4) 学校管理下ではないが、校長が委嘱した指導者の指導監督によるスポーツ・文化活動で、事前に P T A 会長が承認したもの（部活動、学級、学年、学校単位で参加するもの）
- (5) これらの活動に参加するための正規の往復中（スクールバス利用中・学校から許可された自転車通学中の自損事故を含む。公共交通機関利用中の交通事故は対象外）

2. 学校管理下（児童生徒等、負傷は対象外）

- (1) 教育課程に基づいて実施される諸活動
授業中、総合的な学習の時間、特別活動（学級活動、児童・生徒会活動、クラブ活動、学校行事）
- (2) 教育課程外の教育活動
部活動、休憩時間中などでの活動
- (3) 指導者においては、部活動指導中（公務災害等に該当する場合を除く）
- (4) これらの活動に参加するための正規の往復中（スクールバス利用中・学校から許可された自転車通学中の自損事故を含む。公共交通機関利用中の交通事故は対象外）

3. 交通事故（公共交通機関利用中は対象外）

- (1) 給付の対象となる活動中、活動参加のための正規の往復中の交通事故（スクールバス利用中の交通事故・生徒等の学校から許可された原付バイク使用中の自損事故を含む）
- (2) 校長または P T A 会長の承認により自校の児童生徒等が参加する活動を応援するための正規の往復中の交通事故（スクールバス利用中の交通事故・生徒等の学校から許可された原付バイク使用中の自損事故を含む）

安互コース

1. 単位 P T A の活動

- 単位 P T A が主催または共催する活動（P T A 会長が招集、委嘱、承認し会長名で案内するもの）
- ① 総会、役員会、運営委員会、専門委員会等の諸会合並びにそれらの運営に関連する業務
 - ② 学習活動、スポーツ・レクリエーション活動、校外指導等

- ③ 単位 P T A を代表して参加する他団体等主催の各種会合への参加
- ④ 単位 P T A 会長が特に委嘱した業務（他団体等との連絡・交渉業務）
- ⑤ これらに参加するための正規の往復中（自転車使用中の自損事故を含む。公共交通機関利用中の交通事故は対象外）

2. 郡市区町村 P T A 団体の活動

- 郡市区町村等の P T A 連合会等の団体が主催または共催する活動（団体の会長が招集、委嘱、承認し会長名で案内するもの）
- ① 総会、役員会、運営委員会、専門委員会等の諸会合並びにそれらの運営に関連する業務
 - ② 各種研修会、スポーツ・レクリエーション大会等への参加
 - ③ 郡市区町村 P T A 団体を代表して参加する他団体等主催の各種会合への参加
 - ④ 郡市区町村 P T A 団体の会長が特に委嘱した業務（他団体等との連絡・交渉業務）
 - ⑤ これらに参加するための正規の往復中（自転車使用中の自損事故を含む。公共交通機関利用中の交通事故は対象外）

3. 熊本県・熊本市・九州・全国の P T A 団体等の活動

- 熊本県や熊本市の P T A 団体の規約で規定された活動（団体の会長が招集、委嘱、承認し会長名で案内するもの）
- ① 総会、役員会、理事会、委員会等の諸会合並びにそれらの運営に関連する業務
 - ② 各種研修会等への参加（九州や全国の P T A 団体の P T A 研究大会等）
 - ③ 熊本県や熊本市の P T A 団体を代表して参加する他団体等主催の各種会合への参加
 - ④ 熊本県や熊本市の P T A 団体の会長が特に委嘱した業務（他団体等との連絡・交渉業務、他県の視察など）
 - ⑤ これらに参加するための正規の往復中（自転車使用中の自損事故を含む。公共交通機関利用中の交通事故は対象外）

4. 学校行事など（P T A 保護者会員）

- ① 単位 P T A が所属する学校の行事、市区町村等の教育委員会等の行政機関が実施する P T A に関する事業への参加
- ② これらに参加するための正規の往復中（自転車使用中の自損事故を含む。公共交通機関利用中の交通事故は対象外）

5. 交通事故（公共交通機関利用中の交通事故は対象外）

- ① 給付の対象となる活動中、活動参加のための正規の往復中の交通事故（スクールバス利用中を含む）
- ② 校長または P T A 会長の承認により自校の児童生徒等が参加する活動を応援するための正規の往復中の交通事故（スクールバス利用中を含む）

相談窓口一覧(令和7年度)

☆ 児童・生徒の皆さんへ

困っていることや悩んでいること、ありませんか？まずは、担任の先生や保健室の先生、おうちの人に、お話を聞いてもらいましょう。下の相談電話でお話を聞いてもらうことができます。特に「熊本県24時間子供SOSダイヤル」は、昼も夜もお話を聞いてもらうことができます。



☆ 保護者の皆さんへ

お子さんのことで、お悩みのことがありましたら、どんなことでも結構ですので、早めに学校にご相談ください。学校では、心理の専門家「スクールカウンセラー」や福祉の専門家「スクールソーシャルワーカー」の活用も可能です。また、県内の各教育事務所、市町村立学校に通っておられる子どもさんのことについては、各市町村教育委員会にも相談できます。

(1) いじめ問題や子供のSOS全般

相談機関名	相談時間等	電話番号
くまもとけん じ かん こどもえすおーえす 熊本県24時間子供SOSダイヤル	24時間	0120-0-78310(なやみ話) ※PHS、I電からはつながりません

(2) いじめ・不登校問題・学校生活に関すること(祝日・年末年始を除く)

相談機関名	相談時間帯	電話番号等
くまもとけんきょういくちやうけんりつがっこうきょういくきやうがっこうあんぜん あんしんすいしんか 熊本県教育庁県立学校教育局学校安全・安心推進課	平日 8:30～17:15	096-333-2720(いじめ・不登校) FAX: 096-385-5558
くまもとけんきょういくちやうけんりつがっこうきょういくきやうがっこうあんぜん あんしんすいしんか 熊本県教育庁市町村教育局義務教育課	平日 8:30～17:15	096-333-2688 FAX: 096-385-6718
くまもとけんきょういくちやうけんりつがっこうきょういくきやうがっこうあんぜん あんしんすいしんか 熊本県教育庁県立学校教育局高校教育課	平日 8:30～17:15	096-333-2685 FAX: 096-384-1563
くまもとけんきょういくちやうけんりつがっこうきょういくきやうがっこうあんぜん あんしんすいしんか 熊本県教育庁県立学校教育局特別支援教育課	平日 8:30～17:15	096-333-2683 FAX: 096-385-5550
くまもとけんきょういくちやうけんりつがっこうきょういくきやうがっこうあんぜん あんしんすいしんか 熊本県総務部総務私学局私学振興課	平日 8:30～17:15	096-333-2064
うききょういくくむしよ 0964-32-5768	たまなきょういくくむしよ 0968-74-2232	相談時間帯 平日 8:30～17:15
きくちきょういくくむしよ 0968-25-3351	あそきょういくくむしよ 0967-22-1800	
かみぎきょういくくむしよ 096-282-7145	やつしろきょういくくむしよ 0965-35-8550	
あしきたきょういくくむしよ 0966-82-4649	くまきょういくくむしよ 0966-22-1155	
あまきょういくくむしよ 0969-22-4127		

(3) スクール・セクハラ相談メール

スクール・セクハラとは、教職員が児童生徒に不快な思いを与える性的な言動を行うことです。下のアドレスや右のQRコードで相談フォームにつながります。

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/132/123612.html>



(4) 子育ての悩みや不安など

相談機関名	相談時間等	電話番号
すこやか子育て電話相談	平日 17:00～21:00 土 13:00～17:00 (8/13～8/15を除く)	096-383-6636

(5) 子どもの問題行動など

相談機関名	相談時間等	電話番号
ひごこ 肥後つ子テレホン(熊本県警察本部肥後つ子サポートセンター)	平日 8:30～17:15	0120-02-4976 携帯電話からは 096-384-4976

(6) 養育上の悩みや非行・虐待など

相談機関名	相談時間等	電話番号	児童相談所虐待対応ダイヤル
くまもとけんちやうけんりつがっこうきょういくきやうがっこうあんぜん あんしんすいしんか 熊本県中央児童相談所	平日 8:30～17:15	096-381-4451	189
くまもとけんやつしろきょういくくむしよ 熊本県八代児童相談所	平日 8:30～17:15	0965-32-4426	児童相談所相談専用ダイヤル
くまもとけんきょういくちやうけんりつがっこうきょういくきやうがっこうあんぜん あんしんすいしんか 熊本市児童相談所	平日 8:30～17:15	096-366-8181	0120-189-783

(7) こども自身、学校や友達、家族のことに関する相談

相談機関名	相談時間等		電話番号等	 熊本市子どもホットライン ホームページ
くまもと市 熊本市子どもホットライン (こどもの権利サポートセンター内) ※くまもとし内にす 熊本市内に住んでいるか、くまもとし内の学校に通学している児童生徒が対象	電話	月～金 10:00～18:00 (土日祝日、年末年始を除く)	0120-273-070(こども専用・無料) 070-3367-9330(大人の方) kodomohotline@city.kumamoto.lg.jp	
	メール			
	チャット	24 時間 365 日 ※“NPO 法人あなたのいばしょ”と協力し相談を受けます。 こどもホットラインホームページからアクセスしてください		

(8) ヤングケアラーに関する相談

相談機関名	相談時間等	電話番号等	 LINE
くまもと県 熊本県ヤングケアラー相談支援センター （熊本市以外に住む方が対象）	火・水・木曜日 8:30～17:00	096-384-1000 Email:kumamotoyoung@wonder.ocn.ne.jp	

(9) 全般的な悩み相談

相談機関名	相談時間等	電話番号等	
せいしんほけんふくし 精神保健福祉センター （熊本市以外に住む方が対象）	平日 9:00～16:00	けんこうそうだん こころの健康相談 096-386-1166	
くまもと 熊本市こころの健康センター （熊本市に住む方が対象）	平日 9:00～16:00	けんこうそうだん こころの健康相談 096-362-8100	
くまもと 熊本こころの電話	年中無休 11:00～18:30	096-285-6688	
くまもと 熊本いのちの電話	年中無休 24時間	096-353-4343	
	16:00～21:00 （毎月10日 8:00～翌日8:00）	0120-783-556（フリーダイヤル）	
こどものじんけん こどもの人権110番	平日 8:30～17:15 （時間外は留守電対応）	0120-007-110（フリーダイヤル）	
チャイルドライン 〈18才までの子ども専用〉	日 ～ 土 16:00～21:00 （12/29～1/3は休止）	0120-99-7777	
くまもとけん 熊本県子ども・若者総合相談センター	平日 8:30～21:00	096-387-7000 FAX:096-387-8000 E-mail:kowaka-cocon@wind.ocn.ne.jp	
くまもとしわかもの 熊本市若者・ヤングケアラー支援センター	平日 9:00～18:00	【若者専用】096-243-5600 E-mail:wakamono-ow@arioros.ocn.ne.jp 【ヤングケアラー専用】096-243-1300 E-mail:young-ow@arioros.ocn.ne.jp	
らいん LINE相談「こころの悩み相談@熊本県」	月・水・金曜日の 18:00～22:00（受付は21:30まで）	右のQRコードを読み取って追加	
おやこ 親子のための相談LINE 育児のこと家族のことなんでも相談下さい	平日18:00～22:00（祝日を除く）	LINEで友達登録すると相談できます	

(10) 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

相談機関名	相談時間等	電話番号
せいぼうりょくひがいしや 性暴力被害者のためのサポートセンター ゆあさいどくまもと	24時間	㊟8891(熊本県内から架けると通話料無料で繋がります。) または、096-386-5555(発信場所に関わらずゆあさいどに繋がります。通話料がかかります。)